

議案第 36 号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成 9 年条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

施設の老朽化に伴い南住宅を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
名称	位置	構造	名称	位置	構造
第二南住宅の項から駒場B住宅の項まで	(略)	(略)	<u>南住宅</u>	<u>取手市小文間5505番地</u>	<u>木造(平屋)</u>
			第二南住宅の項から駒場B住宅の項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。